

「在日」と再入国

許可の《虚構》性

— 韓国・朝鮮人と外国人労働者問題の関連で —

裴 富 吉

たくなった。

在日韓国・朝鮮人ならびにそのほかの日本に定住する外国人が根本的な疑念を感じ、その不当性に心底怒りを抱いている、日本政府の外国人に対する非人道的・反人権的なとりあつかいは、日常生活のいろいろな場面で多発している。その一例は、「出入国管理及び難民認定法」に規定されている、「再入国の許可」制度に端的に表現されている。

筆者は在日の二世であり、子供は三世である。さらに、同じ三世の甥や姪たちは四世の子供を生んで育てている最中である。戦前日本に渡航してきた一世の代から数えて、早半世紀の歳月が経過している。したがって、在日韓国・朝鮮人は日本に定住する（外国籍）の住民である。

ここでは、在日の渡航史に言及するいとまはないので、核心の論点にすみたい。また、昭和二〇年代の被占領時代、米ソ冷戦構造の形成期から韓国動乱期にかけて、日本政府が在日朝鮮人から旧「日本国籍」を一方的に不当に剝奪したという冷酷無残なしうちについて、

団主催の韓国研修旅行に参加し、やはり生まれてはじめて祖国を訪問した。

筆者はこの家族の韓国旅行をとおして、以前より、その摩訶不思議さに大きな疑問を感じていた、日本政府「出入国管理及び難民認定法」（一九九〇年六月改正）第四章第三節「出国」第26条「再入国の許可」制度を考えてみ

ても、これはたいへん重要な関連問題でもあるが、ここではくわしくふれない。

この地球上で先進諸国と自他ともに認める国々のうち多くは、外国人入国であってもその国に三年間から五年間住みつけ、一定の条件を満たすと、永住権ないし参政権を与えたり国籍を与えたりする法律を施行している。

日本が先進国に属するか否かを問うことは愚問のたぐいであろうが、ここ在日の「再入国の許可」制限に関しては、愚問どころかこの国の本質を問うきわめて適切な疑問となる。

なぜならば、在日にむけられている「再入国の許可」なるものは、生活の本拠地をこの日本という国にふまえてからすでに半世紀以上にもなんなんとする人々を浮遊民族あつかいし、その定住性を認定しようとしないうち、現実無視の《虚構》性に立脚した法制の押しつけであるからである。

筆者（在日たち）が以上のようなことをいうとき、きまつかえてくる日本政府関係当局者からの反論は、「外国籍」人なのだからそういう処遇がしごく当然であるというもの

であった。だが、最近の外国人労働者問題の一趨勢（とくに日系南米人）にみられる事実と、在日韓国・朝鮮人に対するこれまでの日本政府の態度とを比較考量すると、日本当局の姿勢がいかに虚偽に満ち、ご都合主義に走っていたものであるかが明白となる。

日本政府の発言をつきつめていくと、在日が日本国籍人と区別（差別！）されて当然な理由は、ただただ「外国籍」人であるという点でしかないことが判明する。外国人であるから、実はしかじかこういう理由で日本人とはちがう各種の区別がなされ、べつの処遇が与えられるというのではなく、いまだそれが短絡して、外国人だからともかく異なる差別的なとりあつかいをうけて当然なのである、という形骸化したいぶんがのこるだけである。たとえば、定住外国人に対する公務員就任権の否認理由として提示されている、

「当然の法理」という（説明ぬき）の拒絶反応は、その典型的な悪例である。もちろん、そういう背景には「天皇制民主主義国家」体制にあるこの国の精神的残滓が依然ひかえて

いる。

もつとも、在日韓国・朝鮮人のばあい、その多くは今日では日本人とまったくおなじような生活をしており、かぎりなく日本人に近い日常の実態をもって暮らしている。日本の帰化制度の、異民族性を抹殺しようとしてきた政策思想は、その制度にかかわる若干の変動にもかかわらず、現今でも維持されつつけている。だから日本政府は、在日をもって在日日本国籍を過去に不当に強権的にとりあげておきながら、二度ともとにかえそうとはしないのである。国籍法の父母両系血統主義への変化もあるが、日本政府の態度はこの両系性の根本精神を遵守するつもりがあるようにはみえない。

二

ところで、昨今の日本社会においては、一般の外国人の姿がわれわれの身のまわりに氾濫している。

戦後の日本に現われた外国人「単純」労働

者は、まず大韓民国や中華民國からの女子であり(職種はホステス、そのほかの風俗営業に従事)、つぎにフィリピンやタイからの女子となり(同上)、さらに男子の外国人「単純労働者がしだいに増加し、フィリピン・タイ・中華人民共和国・パキスタン・ベンガラデシュからの入国が増大してきた。

「出入国管理及び難民認定法」(一九九〇年六月改正)を契機に、合法的な在留資格をえられることになった日系南米人たちの入国が激増してきた。一九九一年六月末現在、その数は約一四万八千人である。彼らのうち一世は日本国籍の所有者であり、かつての移民者であれば、日本への入国はいちおう日本への帰国ということになる。日本国籍の所有者であつても、二世・三世のばあいは事情がちがい、新しく入国することになる。また、日本国籍ではない彼らの配偶者や、日本国籍を有していない彼らの子供(二世・三世)は、はじめて日本に入国する者であつても「定住者」という在留資格を付与され、「三年、一年又は六カ月」間の在留許可をえられる。

この日本人の識者は、日系人の二世・三世はむろん、一世も実質においてすでに日本人にあらずと明言している。これは、常識的にみて、彼らはもはや日本人(日本民族)性を有していないとする解釈である。

改正入管法の規定によれば、日本国籍をもたない日系人の配偶者あるいは子供たちは、「日本での生活基盤の有無の程度によつて」、無条件に「定住者」として、三年か一年か六カ月の在留資格をえることができるわけである。この点においては、日本国籍をもたない日系人およびその親族は、外国籍人のような法的処遇をされているようではあるけれども、「日本での生活基盤の有無の程度」という(日系人のばあいは、近い親族が日本に住んでいるかどうか、過去において日本で生活した経験があるかなどによつてきめられるという)「虚構」を立て、強引にりくつをつくつて、意図的に在留資格を与えているというほかない(前掲書、一九四頁参照)。

こういう手前勝手な合理化論のそもそもの発端は、自由民主党機関誌「月刊自由民主」

外国人労働者問題の解説については、筆者別稿の論議にまかせたいが(たとえば、「外国人労働者問題の本質」経済問題と人権問題―財団法人朝鮮奨学会「学術論文集」第二〇集、一九九一年一月を参照されたい)、外国人労働者問題である日系人の法的処遇に関しては、ある日本人の関係論者がこう述べている。

今回の入管法改正は、一方において単純労働者の海外からのうけいれを公然と拒否し、その点に誤りなきを期して使用者に対する新たな罰則規定まで導入しておきながら、他方では、日系二世・三世(彼らも定義上は外国人にちがいない)にかぎつて、事実上の外国人が単純労働に就くことを容認するという、重大な矛盾を生みだすことになっている。

もし、それが矛盾でないと主張するのであれば、その唯一の根拠は「親族関係に配慮して」であれ、なんであれ、「日系人は例外である」というものであるほかない。しかしそれは、偏狭なナショナリズムのこのうえなき象徴となるにちがいない。

日系人に関して強調しておかねばならない一九八九年一月月号への投稿文、自由民主党外国人労働者問題特別委員会・野島年彦稿「進めたい日系人の特別受け入れ」にみられる。こういう。

欧米は外人労働者をいれてすべて失敗している。日本は単一民族国家に近いいまの状態がいちばんいい。一世は日本国籍をもつていて、二世も単純労働でもなんでも働いていい資格があるが、彼らは四十代、五十代と年齢の人が多く、できれば十代、二十代の日系三世の人に日本にきてもらつて、働きながらすぐんだ技術を取得してもらいたい。だが三世は、現地の国籍だけをとつて、日本国籍を放棄している人がほとんどである。

そうすると、日系人といつても入管法上、ほかの外国人と同じあつかいにしかできない。つまり仕事や活動面でいろいろ制約されて単純労働にもつけない。日本国籍をもつていない三世の方々をなんらかの方法で特別あつかいにし、一世・二世と同じ資格を与えてやれないものかと、いろいろ検討したのである。

労働開国反対論の大きな理由は、文化・風

のは、彼らは当局者が勝手に想像しているとは異なつて、必ずしも日本語に堪能であるわけではないし、また技能という点でもほかのアジア・アフリカ系の外国人労働者と基本的に異なるところがないという点である。それにもかかわらず、ただ日系人であるがゆえに(したがつて、合法的に「単純労働」に就くことが認められたがゆえに)、高い時給あるいは日給をその手にすることができるといふ。

このようにいう識者は、日系「外国人」労働者問題の議論においては、ブラジルやペルーなどからの日系一世(日本国籍をもつ)をも「外国人」としてあつかひ、その調査対象に分類したというのである。実質的には、日系人(これれもれっきとした外国人である)による「単純労働」への就労が容認された以上、結局今回の法改正はあげて「門戸開放」を意味する措置であつたと解釈できる、ともいふ(稲上 毅・ほか「外国人労働者を戦力化する中小企業」中小企業リサーチセンター、一九九二年、一七四―一七五頁、一八〇頁、一八一頁)。

習のちがうアジア人を大量にうけいれると、人種差別など摩擦がおこりやすく、単一民族国家に近い日本の民族構成がくずれてしまうというものだ。しかし、同じ日系人なら日本語を十分に話せない人がいても、それほど気になることもない。

外国人労働者のうけいれに反対する人も、日本の風習を身につけた日系人なら特別あつかいにそれほど文句はないだろう。外国人労働者(導入)反対の理由のひとつは、「日本人のアジア人に対する偏見はまだ強く、うけいれたら差別問題が多発するのは目にもみえていゝ。そうなつたらまた新たな国際批判をうける」といふものである。

たしかにその懸念は大きい。しかし、日系人ならば、たとえ国籍はちがついていても同胞としてうけいれられやすいはずだ。

自民党関係者のこうした思いこみのはげしい議論は、現実の実態をみる人にしてみれば、そうとうでたらめて恣意的な主張であることはいふまでもない。筆者の反論を以下に列挙してみよう。

①「日本は単一民族国家にちかい」という論が、まず虚構である。

②ともかく日系人三世の、それも十代、二十代の若い、とくに〈単純〉労働者がほしいという心情がにじみでている。日系人でも一世・二世の老齢者はいらない！これはまったくのご都合主義である。これが同胞だという人間に対する配慮といえようか。経済エゴの論理がむき出しである。

③日本政府当局（法務省）は国籍法で父母両系血統主義にかえたが、「日本人」に二重国籍をもつことをすすめていない。当然また、在日の子孫が二重国籍になることも拒否した制度を強いている。ところが、他国（南米）における日本血統人（二世・三世）の二重国籍保持者の利点（！）はおおいに活用（悪用？）しようとしている。自家撞着もいいところである。

④「同じ日系人なら日本語を十分に話せない人がいても、それほど気になることもなく、単一民族国家に近い日本の民族構成がくずれてしまおうということもないだろう」というき

めつけにいたっては、言語道断の無知論である。当の日系人たちに聞けばよい。彼らが母

国の日本という地において、どのくらい疎外感を味わっているかをしることができらう。日系人たちは、日本の社会においてゲッター的な小社会を形成して生活している（住みわけている）。つまり日系人は、日本の民族構成の枠外に位置する集団をつくっている。

いいかえれば、日系人の存在は、日本社会が単一民族国家（これじたいがもともと虚偽の観念であるが）を維持できていないことをしめす新しい証左となっている。同じ日本人の血を引く者同士でもそうなのである。日系人は日本においては異邦人といえる。それほどに日系人は、日本に住んでいる日本人とは文化・風習をちがえている。その点では在日のほうが、ずっと日本人に近い存在である。その意味では、在日はれっきとした日本人であるといえる。その理由は説明する必要もないほどである。

⑤したがって、同じ日系人でも日本語を十分に話せない人なのに、「日本の風習を身につ

処遇の付与なども、当初から問題にならないほど当然である。実際、在日には日本国籍を与えて（回復させて）、在日にまつわる諸問題の解決を早めるべきだという当該日本人専門家の意見もある。

三

「出入国管理及び難民認定法」（一九九〇年六月改正）の第四章第三節「出国」第26条「再入国の許可」制度を考えてみたいといいながら、だいたいの話がすじがずれているように思えるかもしれない。そこで筆者は、日系人の日本入国を考えてみたい。

日本国籍をもつ日系人のばあい、日本に入国することはある意味では「帰国」にちがいない。しかし、戦前・戦後における日本政府の棄民政策のために、海外に移住していった日本人、とくに一世・二世たちが、数十年ものちにこの日本にくる事実をつかまえて「帰国」というのは、すこしそぐわなない表現である。ましてや、日系人二世・三世のようにほ

けた日系人なら、外国人労働者としての特別あつかいにそれほど文句はないだろう」という仮想の論は、全然根拠のない手前味噌の空論である。

⑥「欧米は外人労働者をいれてすべて失敗している」というが、過去の日本帝国主義も「外国人」労働者をいれてすべて失敗してきた歴史をまがいなく引きずっている。それは、異民族との共存・共生を否定し、あまつさえ異民族の存在を抹殺しようとしつづけてきたことにおいて鮮明である。日系人の今後の苦勞を考えると、在日はその先輩格の民族として、とても心配であり、いまから深く同情するほかない。

⑦ペルーの大統領フジモリ氏が、日系人であるけれども「私はペルー人である」といったことを忘れてはならない。

⑧日系人うけいれの基準でみれば、在日韓国・朝鮮人のほうがはるかに日本社会にうけいられやすい特性をもっている。在日に対する日本国籍の付与はしごく当然である。また、既存の長期滞在・生活者に対する同様な

とんど日本語もできず、日本文化の伝統や風習、習慣もよく知らない人々が、生まれた「母国」をはなれて日本にくることは「帰国」ではなく、実質的には他国に新しく「入国」することであるといったほうがふさわしい。

さて筆者として配偶者（ともに在日二世）や子供たち（三世）が、生まれたこの国日本をはじめてはなれて海外に行くこと、祖国の韓国・朝鮮に行くことは、いったいどんなことなのであろうか。

それがである、在日が海外にいこうとするを、日本政府はわれわれに「再入国の許可」をとってから出ていけ（そして帰ってくるなら（！）帰ってこい）というのである。しかも、その〈再入国の許可〉を最寄りの入管局にもらいにくのが一日仕事である。ついでにのあいだまで在日は、一年以上海外にいて日本に「帰国」できないと、すでに取得していた〈永住権〉も消滅してしまうという始末であった。

ここに重大な「虚構」がある。一度も海外に出たことのない在日であるから、一度も日

本に「入国」したことはないはずである。それゆえ、はじめて海外にいった自分の住んでいる国（日本）に帰ってくるときは、再入国ではなく、はじめての入国、否、そうでもなく「帰国」なのである。以後、出国と帰国（入国）をくりかえしても、論理的・現実的には同じことのくりかえしである。それなのに、それを詭弁的に「再入国」と称し、その「許可」をえさせてから在日に出国させるといふやりかたは、まさに在日の日本居住歴をはなから認めようとしない、「虚構」にもついた他民族排斥主義の明々白々な政策的体現である。

なぜ、日本政府はそうしたがるのか？ 逆にみよう。海外にいる日本人、いいかえれば日本国籍の海外移住者と長期滞在者は、一九九二年なかば現在でおおよそ六六万人にのぼる（ちなみに在日の人口は（韓国・朝鮮籍だけで）約六八万人である）。これにくわえて海外諸国に「不法滞在」している日本人も多い。例をあげれば、アメリカにいるその数は、約一万七千人という情報もある。彼らによる海外と日本のあいだの行き来は、出国だとか入

国だとか帰国だとかいう概念では律しきれない生活実態をみせている。

在日韓国・朝鮮人のばあいは、どうであろうか。生活の基盤、居住地は完全に日本にある。実態がそうである。本拠地はこの日本にあり、生活はここに基礎をおきなされている。それなのに、日本政府はこの民をあくまでも外国人（正確には一般外国人）あつかいしない。日系人（とくに外国籍二世・三世）の準日本国籍人あつかいによる優遇（？）に比べて、在日に対する処遇は、実態を無視したまさに「差別」そのものである。

日本国籍をもつ日系人は、日本にきて三カ月以上居住すれば、国政・地方自治の選挙権をえられる。彼らが外国に住んでいたのと同じ年数、あるいはそれ以上日本に住んでいる在日には、選挙権がない。ずいぶんおかしな、不公平な現象である。在日に対しては「代表権なきところに課税の権利なし」という原則は守られていないのに、である。

さきの自民党関係者の発言にもあったように、「日系人ならば、たとえ国籍はちがっていても同胞としてうけいられやすいはずだ」という論法で類推していけば、「韓国・朝鮮人は、たとえ日本人と同じようにこの日本で暮らしていても、（国籍ももちろんちがうのだから）異邦人（害国人）」としてしかうけいられないはずだ」という結論になろうか。さらにいえば、「韓国・朝鮮人は帰化をして（日本国籍をもつて）も、もともと外国人だから同胞としてうけいられないはずだ」という論理的必然が出てこよう。こういう姿勢では、日本と韓国・朝鮮との両民族の和合は未来永劫に実現不可能であろう。

そこをみてとれる根本的精神構造はなに、か、もういうまでもあるまい。それは異民族排斥主義であり、他国人との共存をのっけから不可能と考え、これを当然視する差別的観念である。しかしながら、いまの世界は各国間の国際化交流がさかんになり、異民族・他人種との交際なくしては生きていけない時代がいやおうなしやってくる。こんな時代に、それこそ時代錯誤的な差別的言辭を弄し、しかもその強行すらはばからぬ執権者の日系

の一人として、そんな狭量な精神はもってほしくないものと希望する。

筆者は、自分を、韓国人の両親がこの地日本に生んでくれた（外国人である日本人）であると考へ、そして、配偶者とともに製作した子供たちを（日本人としてこの日本に生を授けた韓国人である）と考へている。

「外国人を際限なく、見境もなく受け入れるのは、自民族、自国の文化はもとより、その存立さえも、みずから葬り去る振る舞いであることを肝に銘じておくべきであろう」（青木信治「新視点からの外国人単純労働者対策」『経済評論』一九九二年九月、五二頁）。

●筆者紹介●

一九四七年東京生まれ。
東京韓国学園高等部・東京理科大学工学部・中央大学大学院商学研究科博士課程修了後、札幌学院大学教授などを経て、東京農業大学生物産業学部教授。
経済学博士（九州大学）専攻は経営学原理・経営思想史。

考えてもみよ。このていどの出来事で、一
国の伝統・格式がくずれ、消えてしまうよう
なかばその存在の国であるならば、はやいと
ころそんな国は「葬り去る」ことになればよ
いのである。つきつきと流入する外国人・外
国の文化を吸収し、これらを創造的媒介物に
転換、変質できないような、そんな自信も容
量もない国なのであろうか、この日本は!?

筆者は、この国にともに住み、暮らす人間

「外国人」労働者観は、旧来から根強くもち
つづけてきた外国人（韓国・朝鮮人）差別観
の精神的基底を、はしなくもあらためて明ら
かにしたものといえよう。

とはいえ、現実の日本社会は、多種多様な
外国人たち同居しながら、聞え苦しみな
ら、「国際化」の道を歩みつづけている。たと
えば、過疎地農村部はアジア系の花嫁を数多
くむかえて人口の減衰を食い止めようとして
いる。彼女らは、日本の人口統計上重要なあ
る役割をになうだけでなく、日本文化の変質
にたしかな貢献もはたしつづける。この必然
的な世の動勢に棹さず、為政者がわの狭量な
国家意識の発露はきわめて問題である。

最後に一言。日本社会は、昔から（そして
現在でも）韓国・朝鮮人や中国人（および彼
らの運んでくれた文化）のおかげで、どのく
らい豊かな創造的社會をつくってこられたか
をよくしるべきである。時代がちがう？そ
んなことは理由にならない。その時代はその
時代なりにやっつけていかねばならないし、やっ
ていけるはずである。スポーツ界、芸能界、

喰わずぎらいのあなたに!!

コリア就職情報

おもしろユニークな情報満載。

コリアファミリーサークル ☎06(762)0300

